

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」実施方法等について（案）

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の採択等プログラムの実施は、以下により行うものとする。

- (1) 採択に係る審査は、外部有識者等からなる委員会において、提案者から提出された提案書類に基づく書面審査を行い、その審査結果をもとに文部科学省が事業の委託先を決定する。
- (2) 審査における評価項目は、以下のとおりとする。なお、決定にあたっては、分野、地域、学校種等のバランスに配慮するものとする。

（評価項目）

①プログラム内容等

- ・実施しようとする教育プログラムの内容が、社会的ニーズを踏まえたものとなっているか。
- ・受講者が身に付けるべき能力が明確になっており、教育プログラムが当該能力を身に付ける体系的なものになっているか。

②実施スケジュール

- ・事業の全体スケジュール及び各年度の実施計画は適切に設定されているか。
- ・事業への教職員等の参加数等は十分な検討のもとに明確に示されているか。

③実施体制

- ・事業目的の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、教職員の体制、学外機関との連携等）の整備又は整備の計画がなされており、事業を推進するために効果的なものとなっているか。

④事業評価体制及びプログラム修了者に対する履修証明の方法

- ・事業を適切に評価できる体制の整備又は整備の計画がなされているか。また、その評価を事業の改善に反映できる体制となっているか。
- ・受講者が身に付けた能力を適切に評価することができる体制となっているか。
- ・修了の証明方法等の社会通用性の向上方策について具体的な計画が示されているか。

⑤資金計画

- ・事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、必要最小の費用で最大の効果が発揮されるものとなっているか。

- (3) 委託先の決定にあたっては、委員会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

1. 書面審査

委員会は、書面審査により採択候補とすべき事業の審査を行う。

○選考委員会委員等による個別書面審査

委員会委員及び専門委員（専門事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる）は、上記評価項目に留意して審査を実施し、「評価書」（別紙参照）を作成し、総合的な評価を行う。

○有識者からの評価

委員会は、事業を審査する際の参考資料とするため、応募のあった各事業、各大学等の提案書類をもとに、有識者に「評価書」の作成を依頼し事業に対する評価を求めることができる。

「評価書」の作成にあたっては、上記評価項目に留意して審査を実施した上で、表1の区分による評価を付すものとする。

※各応募事業について必ず複数の委員等（委員会委員・専門委員・有識者）が評価を行うものとする。

表 1

区 分	評 価
A	委託事業候補とする。
B	余裕があれば、委託事業候補とする。
C	委託事業候補としない。

※計画の修正が必要な場合、別途意見を付すこととする。

2. 合議審査

合議審査は、個別書面審査の結果及び有識者による評価を参考とし、審議を尽くした上で、総合評価を表2により行い、委託事業候補を決定する。

表 2

区 分	評 価
○	委託事業候補とする。
×	委託事業候補としない。

※計画の修正が必要な場合、別途意見を付すこととする。

(参考)

審査スケジュール

3月26日	社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム準備委員会
4月上旬	親委員会（大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン委員会）開催 委員会（社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム部会）開催 委託要綱決定・発表 公募開始
4月17日	説明会（大阪）
4月19日	説明会（東京）
5月中旬	応募書類〆切
5月～6月	委員会による審査
6月中	委託事業の決定